

静岡市葵区  
A 様

静岡市監査委員 遠藤 正方  
同 白鳥 三和子  
同 福地 健  
同 大石 直樹

静岡市職員措置請求について（通知）

令和4年6月13日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された静岡市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

第1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。  
本件請求を却下する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 静岡市葵区  
氏名 A

2 請求書が提出された日

令和4年6月13日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨は、大要、次のとおりであると推察される。

静岡市長に対し、平成28年から現在までの街路樹管理業務その15に関し、有印私文書偽造、行使、詐欺、不作為罪、犯人隠避があるため、その事実確認の究明及び懲戒処分を求める。

第3 結果の理由

1 監査の対象となる行為の特定について

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生

ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」（以下「財務会計上の行為」という。）又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（以下「怠る事実」という。）に限定されている。したがって、住民監査請求は、監査の対象となる者及び対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を特定して行う必要がある。

この点につき、最高裁判所は、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識できる程度に摘示する必要があり、その程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法となるものと判示している（最高裁平成2年6月5日第三小法廷判決・判例時報1372号60頁、最高裁平成16年12月7日第三小法廷判決・判例時報1886号36頁）。

本件請求における請求書及び事実証明書によると、請求人は、平成28年から現在までの間に静岡市が実施した街路樹管理業務その15に関し、「有印私文書偽造、行使、詐欺、不作為罪、犯人隠避」があることを主張するものと解される。しかし、それらの行為を行ったのは誰なのか、そのことにより同業務のいかなる財務会計上の行為又は怠る事実に影響を与えたのか等の具体的な記載がないため、監査委員が特定の財務会計上の行為又は怠る事実を認識することはできないことから、上述の裁判例に鑑みれば、本件請求は、請求の特定を欠く不適法なものであると認められる。

なお、この点は、法に規定する要件上の不備であり、容易に補正することができる形式上の不備ではないことから、補正は求めないこととした。

## 2 監査請求期間について

住民監査請求は、財務会計上の行為を対象とする場合、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをするとはできない（法第242条第2項）。

本件においては請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実は特定されていないが、仮に、平成28年から現在までの街路樹管理業務その15に関する財務会計上の行為が対象であった場合に、請求期間内であるか否かを検討する。

本件請求における事実証明書として添付されている書類のうち、同業務に関するもので、最も日付が新しいものは平成31年度（令和元年度）の業務に係るものであり、同年度における財務会計上の行為を実施することが可能であったのは同年度の出納整理期間が満了する令和2年5月31日までであるところ、同日から既に1年以上経過していることは明らかである。したがって、同年度以前の同業務における財務会計上の

行為を対象とする請求については、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」が存しない限り、同項の請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。この「正当な理由」の有無について、最高裁判所は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・判例時報1280号63頁）と判示している。そして、「相当な期間内」に監査請求をしたか否かについては、公金の支出があったことが明らかになった日から4箇月あまりを経過した日になってはじめて監査請求を行った事案につき法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるということとはできないとした判例（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・前出）、新聞報道によって不明朗な支出であることが指摘されていたことについて、新聞報道の日から84日を経過した日にはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとした判例（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・判例時報1807号64頁）、情報公開条例に基づく開示請求により具体的な内容が明らかになった1箇月後に監査請求を行ったことについて「正当な理由」があるとされた判例（最高裁平成20年3月17日第一小法廷判決・判例時報2004号）などがあることから、個別の事情に応じて判断することになる。

この点について本件をみると、事実証明書として添付された「保有個人情報部分開示決定通知書」（令和3年7月29日付け03静都都事第795号）には、請求人が令和3年7月30日に「H28年度から現在までの街路樹管理業務その15に関する交通誘導実施確認書」の部分開示を受けた旨が記載されていることから、請求人は、遅くとも同日時点で街路樹管理業務その15において住民監査請求の対象となりうる行為を知ることができたと解され、同日から既に10箇月が経過してからなされた本件請求は、最高裁判所が示した「相当な期間内」に監査請求を行ったものと認めることはできない。また、請求書には「公文書番号：04静都都事第578号、発行年月日：令和4年6月8日の文書にて新証拠を発見。別紙添付」と記載されており、本年度になってから、監査請求の対象となる行為の存在及び内容を知ることができたと示すかのようなのであるが、その記載の趣旨やいかなる新証拠が発見されたのかなどの詳細は記されておらず、請求期間を経過した「正当な理由」があると認めることはできない。したがって、本件請求が平成31年度（令和元年度）までの街路樹管理業務その15に関する財務会計上の行為についての請求であるとしたら、請求可能な期間を経過した不適法な請求であると言わざるをえない。

### 3 結論

以上のことから、本件請求は、不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1のとおり決定する。